

離職介護人材再就職準備金貸付事業のご案内

概要

介護職員として一定の知識と経験を持ちながらも離職している人を対象に、広島県内で再び介護職員として働き始めるために必要な費用を貸し付ける制度です。

貸付限度額 **20万円 以内**※1人1回限り
(無利子)

貸付対象経費

- 子どもの預け先を探すための活動費
- 介護に係る軽微な情報収集の費用及び講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 介護職員等としての活動に必要な道具及び靴、靴などの被服費
- 転居を伴う場合に必要の敷金、礼金、転居費
- 通勤用自転車又はバイクの購入費 等

広島県内で
2年間継続して
従事した場合は
全額返還免除！

貸付対象

次の①から⑤までの要件をすべて満たす人を対象とします。

- ① 広島県に住民登録をしている。
- ② 介護職員としての実務経験が1年以上ある。
- ③ 介護福祉士有資格者、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者(介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程修了者を含む。)のいずれかである。
- ④ 直近の離職日から再就労までの間に広島県社会福祉人材育成センターに届出又は登録している。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供しており、次のいずれかに該当する広島県内の事業所又は施設に再就職が決定している。

■介護職員処遇改善加算を算定している

■「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認定を受けている

※ 既に就労された方は就労開始日から3か月以内に申請してください。

※ 貸付の可否は、審査により決定します。

※ 教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金事業等の国庫補助事業や、本資金と同種の用途である貸付金・給付金との併用はできません。

連帯保証人

常時2人以上の連帯保証人が必要です。

申請方法

広島県社会福祉協議会のホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送で提出してください。

詳しくは裏面をご覧ください ➡

申請書類

申請に必要な書類一式

- ① 再就職準備金借受申請書
- ② 再就職準備金利用計画書
- ③ 離職前に在籍していた事業所又は施設の在職証明書
- ④ 再就職先となる返還免除対象事業所等の
業務従事見込証明書
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑥ 介護福祉士登録証の写し
又は各研修に係る修了証明書の写し
- ⑦ 住民票の写し(本人:本籍地の記載があるもの)
※コピーではなく、原本(色紙)を提出してください。

申請書類の提出をもって審査を行い、書面により結果をお伝えします。貸付決定者は、次の書類を提出してください。

貸付決定後に必要な書類一式

- ① 借用書
- ② 口座振込依頼書
- ③ 振込口座の通帳の写し
(口座番号、名義、銀行名、支店名が確認できる見開き部分)

(参考)介護職員処遇改善加算の対象となる介護サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設
- ・認知症対応型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・指定介護療養型医療施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護老人福祉施設サービス
- ・通所リハビリテーション
- ・複合型サービス

貸付金の交付

貸付決定の通知後、借用書等の提出があった人に対して、貸付金を指定口座に一括で送金します。ただし、借用書等の提出から送金まで、1か月程度かかります。

※ 書類に不備がある場合等は、この限りではありません。

貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、該当する事由が発生した日の属する月の翌月から12か月以内に、一括又は月賦の均等払いで返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由で死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還すべき額(残元利金)に対して年5%の延滞利子が発生します。

書類提出・問合せ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課 (再就職準備資金担当)

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 (広島県社会福祉会館)

TEL (082) 254-3413

HP <http://www.hiroshima-fukushi.net/>

